○○○防犯カメラの設置及び運用に関する規程（例）

　（目的）

第１条　この規程は、鶴ヶ島市防犯のまちづくり推進条例（令和６年条例第２９号）第３条に規定する基本理念に基づき、防犯活動のため、防犯カメラを設置し、適正な運用を図ることにより、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

　（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(1) 防犯カメラ　犯罪の防止を目的として特定の場所を継続的に撮影するために設置するカメラで、撮影した映像を記録する装置を備えたものをいう。

　(2) 画像　防犯カメラにより撮影された映像をいう。

　(3) 運用責任者　防犯カメラの設置及び運用が適正に行われるよう管理及び監督する者をいう。

　(4) 操作担当者　運用責任者の指示に従い、防犯カメラの操作及び画像の取扱いをする者をいう。

　（設置及び責任者の明示）

第３条　防犯カメラの設置場所は、別表のとおりとする。

２　△△*【設置者の名称：団体の代表者（○○自治会長、○○商店会長など）】*（以下「設置者」という。）は、防犯カメラの設置箇所ごとに、防犯カメラを設置している旨及び運用責任者の名称を明示するものとする。

３　設置者は、防犯カメラの設置に当たっては、設置する目的を達成するために必要な最小限度の撮影範囲となる場所に設置するよう努めるものとする。

　（運用体制の整備）

第４条　設置者は、防犯カメラを適切に運用するため、運用責任者及び操作担当者を置く。

２　設置者は、設置者、運用責任者及び操作担当者（以下「設置者等」という。）以外の者に防犯カメラの操作及び画像の取扱いをさせてはならない。

　（画像の適正管理）

第５条　設置者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

　(1) 画像を保存した記録媒体及び画像を確認するための端末は、施錠された環境で保管する等、設置者等以外の者が防犯カメラの操作及び画像の取扱いができないよう措置を講じること。

　(2) 画像を保存し、複製し、又は送信する場合は、画像を暗号化する等、情報漏えい防止措置を講じること。

　(3) 画像の保存期間は、撮影日の翌日から起算して◇◇*【保存期間：原則１か月以内で、必要最小限の期間】*とし、保存期間が終了した画像は、上書きにより消去すること。ただし、法令に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査を目的として要請を受けた場合において、設置者が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

　(4) 画像を保存した記録媒体を廃棄する場合は、初期化、破砕等により画像を確実に消去すること。

　(5) 画像は、加工せず、撮影された状態のまま保存すること。

　（秘密の保持）

第６条　設置者等は、画像及び画像から知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

　（画像の利用及び提供）

第７条　設置者等は、次に掲げる場合を除くほか、設置目的以外の目的のために画像を利用し、又は第三者に提供し、若しくは閲覧させてはならない。

　(1) 法令に基づく場合

　(2) 個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合

　(3) 本人の同意がある場合又は本人に提供し、若しくは閲覧させる場合

２　前項の規定により、運用責任者は、第三者から画像の提供又は閲覧の申請があったときは、次に掲げる事項を記載した書面の提出を求めるものとする。

　(1) 目的

　(2) 防犯カメラの設置場所

　(3) 提供又は閲覧を求める画像の対象範囲

　(4) その他設置者が必要と認める事項

３　運用責任者は、画像を提供し、又は閲覧させる場合は、日時、相手先、理由及び画像の内容を記録するものとする。

　（問合せ及び苦情の対応）

第８条　設置者等は、防犯カメラに関する問合せ及び苦情を受けた場合は、誠実かつ迅速に対応するものとする。

　（その他）

第９条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、△△*【設置者の名称：団体の代表者（○○自治会長、○○商店会長など）】*が別に定める。

　　　附　則

　この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。

別　表

設置場所一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **番号** | **設置年月日** | **設置場所** | **台数** |
| 1 |  |  |  |
| 2 |  |  |  |
| 3 |  |  |  |
| 4 |  |  |  |
| 5 |  |  |  |
| 6 |  |  |  |
| 7 |  |  |  |
| 8 |  |  |  |
| 9 |  |  |  |
| 10 |  |  |  |
| 11 |  |  |  |
| 12 |  |  |  |
| 13 |  |  |  |
| 14 |  |  |  |
| 15 |  |  |  |
| 16 |  |  |  |
| 17 |  |  |  |
| 18 |  |  |  |
| 19 |  |  |  |
| 20 |  |  |  |